

# きときと情報 2019 151号

富山県中小企業団体中央会

特集1 富山県人材活躍推進センターが  
開設されました

特集2 雇用関係・労働条件等関係助成金のご案内

経営者に聞く：となみ乳業協業組合 代表理事 鍋澤 政輝氏

組合紹介：富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合さんよりこんにちは

中央会いんぷおめーしょん：令和元年度通常総会を開催 ほか

表紙のことば

## 黒部峡谷

黒部峡谷は、飛騨山脈の北部を立山連峰と後立山連峰に分断する大規模な峡谷です。立山連峰と後立山連峰の間を流れる黒部川の浸食作用により、日本一の深さを誇るV字型の谷が形成されていることが特徴で、国の特別名勝および特別天然記念物に指定されています。

昭和に入るまでは人を寄せ付けない秘境とされていましたが、電源開発のために敷設された資材運搬用の専用鉄道が一般に開放されたことから、現在の「黒部峡谷鉄道」が誕生しました。

黒部峡谷鉄道では、トロック電車に乗って春は新緑、夏は清流、秋は紅葉、といった四季折々の黒部峡谷の大自然を堪能できます。

経営者・役員・従業員とそ  
のご家族の  
安心の保障を準備するた  
めに  
中央会の共済制度をご活  
用ください。

BEST PARTNER  
大樹生命



従業員のた  
めの  
退職金準備に  
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
安定した退職金準備が  
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための  
万一の保障  
団体扱生命保険

団体扱\* (月払)の場合、  
一般扱(口座振替扱月払等)で  
ご契約いただくよりも、  
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の  
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの  
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに  
業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
従業員さまのケガなどのリスクを  
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
業務災害補償保険 取扱代理店  
大樹生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- \* 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- \* 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および富山県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山県富山市本町3-21 損保ジャパン日本興亜ビル5F TEL:076-441-3194

<https://www.taiju-life.co.jp/>

2019年4月1日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。

大樹-KB-2019-159 (損保) B-2019-45 (2019.4)  
B-2019-1049 (2019.4) 使用期限 2020.3.31

# きときと情報 151号

## CONTENTS

### 特集 1

2

富山県人材活躍推進センターが開設されました

### 特集 2

6

雇用関係・労働条件等関係助成金のご案内

### 経営者に聞く

24

とнами乳業協業組合 代表理事 鍋澤 政輝 氏

### 組合紹介

26

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合さんよりこんにちは

### 組合だより

27

富山市第二機械工業センター協同組合 保育園と提携し従業員の病児保育を支援  
未広町商店街振興組合 「べっぴんサロン」で講座を開講しています

### 中央会いんぷおめーしょん

28

令和元年度通常総会を開催  
事務所移転のお知らせ  
平成 30 年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金  
第 1 次公募分 126 事業者を採択しました  
東海・北陸ブロック中央会事務局代表者会議を開催しました

### 事務局ペンリレー

30

富山県醤油味噌工業協同組合 職員 玉島 めぐみ 氏

### 元気印! 青年部・女性部

31

令和元年度通常総会を開催しました(富山県中小企業青年中央会)  
全国中小企業青年中央会 令和元年度通常総会に出席  
組合女性部懇談会を開催しました

### ほっと一息

32

富山のご当地グルメ「富山湾鮭」(富山県鮭商生活衛生同業組合)

### 組合Q&A

33

組合員等からの資金受入れについて

### 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部からのお知らせ

34

65 歳超雇用推進助成金のご案内

### トピックス

2020年東京オリンピック・パラリンピックと富山

# 富山県人材活躍推進センターが 開設されました

## ～就業支援機関を集約しワンストップで人材確保を支援～

富山県の有効求人倍率は6月末時点で1.92倍と高水準で推移しています。生産年齢人口の減少に伴い、中小企業・小規模事業者の人材不足は深刻化しており、優秀な人材の確保やIoTやAIなどの技術導入による生産性の向上などの対策が不可欠となっています。このことから、富山県では人材確保支援の柱として、今年4月1日に「富山県人材活躍推進センター」（富山市湊入船町9-1 とやま自遊館2階）を開設しました。若者、女性、高齢者等の各就業支援機関を集約し、企業情報・求職者ニーズ等の共有により、納得性の高いマッチングの実現を目指すこととしています。

今回の特集では、富山県人材活躍推進センターについてご紹介いたします。

## I センターの概要

とやま自遊館内で運営してきた「ヤングジョブとやま」、「インターンシップ推進センター」、「シニア専門人材バンク」といった就業支援機関に加え、新たに、女性の求職者開拓等を行う「女性就業支援センター」を設置しました。女性就業支援センターにはキッズスペースも配備しています。

また、ヤングジョブとやま内には、「新卒特別支援デスク」を設け、就職に配慮が必要な学生のインターンシップや職場実習を支援します。

さらに、(公財)富山県新世紀産業機構から「プロフェッショナル人材戦略本部」を移設したほか、県内

企業への学生・社会人のUIJターンを推進する「富山くらし・しごと支援センター」の富山オフィスを移設しました。「富山くらし・しごと支援センター」は人材活躍推進センターと連携を図っていきます。

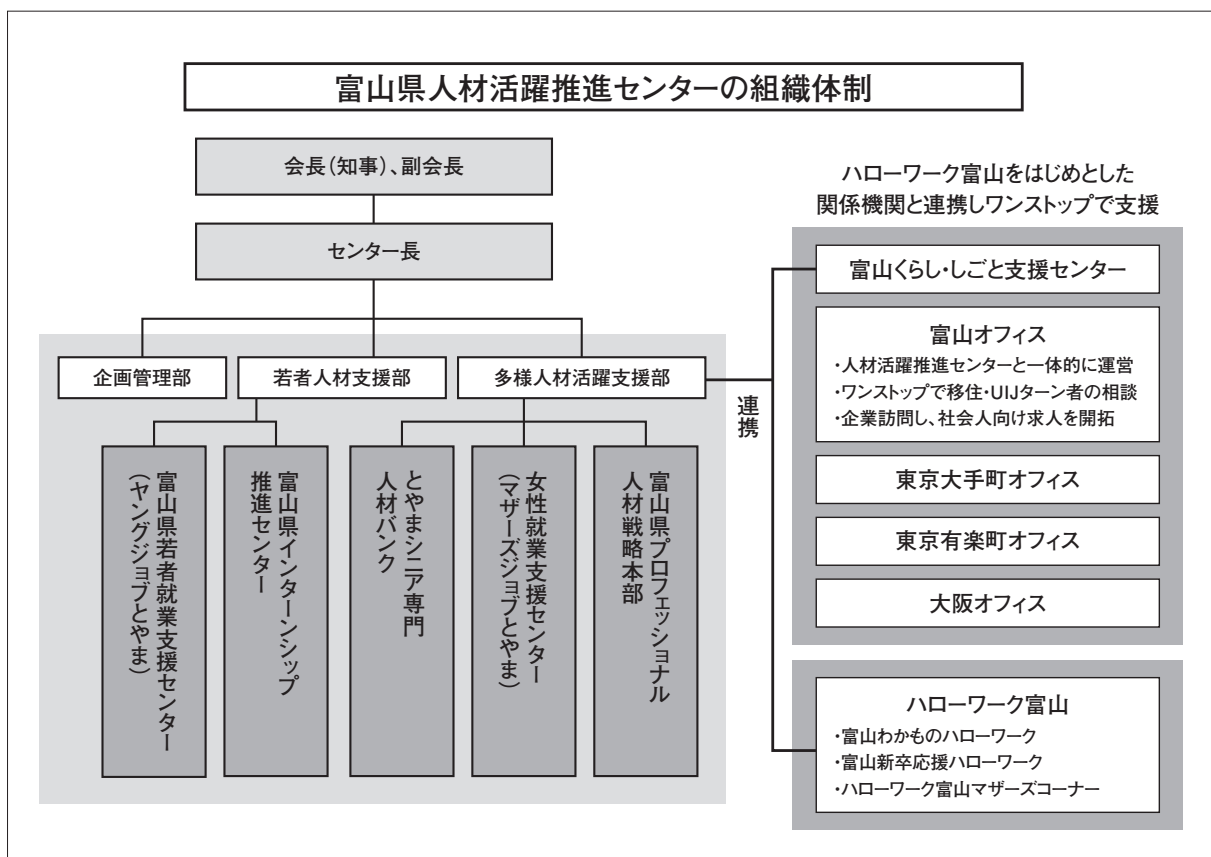
令和元年5月31日にとやま自遊館にて開所式が行われ、本格的な業務運営を開始しました。とやま自遊館と県民共生センター（サンフォルテ）の2階に窓口をまとめ、同フロアにある「富山わかものハローワーク」等との連携を図り、ワンストップでのサービスを提供することとしています。



富山県人材推進活躍センター HP



5月31日に開催された開所式



## II 各機関について

### 1. 若者就業支援センター（ヤングジョブとやま）

平成16年に富山県が「ジョブカフェ」として設置した、若者のための就業支援センターです。「富山の未来を担う」若い人材の確保・育成を支援しています。

#### 【主な事業】

#### (1) ジョブカフェ（概ね35歳未満の若者を対象）

～若者と県内企業とのマッチング支援～

- ・若者のための合同企業説明会
- ・高校生・学生のための業界・企業研究会
- ・キャリア相談、就職支援セミナー・演習など

【利用時間】	月～金曜	9時30分～18時
	土曜	9時～17時
祝日及び年末年始は除く		
【電話番号】	076-445-1996	

#### (2) 富山地域若者サポートステーション（～39歳までの若者を対象）

～働くことに一歩踏み出せない若者にむけた支援～

- ・個別相談、ご家族の相談、職場体験など各種プログラム・セミナーを行い、若者の職業的自立を支援

【利用時間】	月～金曜	9時30分～18時
	土曜	9時～17時
祝日及び年末年始は除く		
【電話番号】	076-445-1998	

#### (3) 新卒特別支援デスク（大学・短大・専門学校生等を対象）

～就職に配慮等が必要な学生に対する

インターンシップや職場実習の支援～

- ・特別な支援が必要な学生が在籍する大学等から

の依頼に基づく支援

- ・就職に不安のある学生や就労に配慮を必要とする学生の相談

【利用時間】	月～金曜	9時～17時
	祝日及び年末年始は除く	
【電話番号】	076-411-9154	

## 2. 富山県インターンシップ推進センター

インターンシップの推進のため設置された富山県インターンシップ推進協議会(加盟校7校)の事務局として平成29年に設置されました。

<県内加盟校>
富山大学、富山県立大学、富山国際大学、高岡法科大学、富山短期大学、富山高等専門学校本郷キャンパス・射水キャンパス

インターンシップは学生にとって、企業・団体の経営層や従業員まであらゆる階層の人とコミュニケーションを図ることができるので、事前の業界・企業研究を含め、企業経営の実際を知ることができます。企業にとって、学生の売り手市場が続き、採用活動が年々厳しくなっている中、自社を知ってもらう機会となり、採用戦略の一助になるというメリットがあります。

センターでは、「インターンシップナビとやま (<https://internshipnavi-toyama.jp/>)」より、登録学生及び登録企業のマッチングを行っています。

富山県インターンシップ推進センター INTERNSHIP NAVI とやま		
学生のみぞへ	企業・団体のみなさま	学校関係者のみなさま
ログイン	ログイン	ログイン
インターンシップで検討中の学生のみぞへ	企業内 登録し応募 履歴を 個人履歴で開く	富山県インターンシップ推進協議会加盟校のページです
企業・団体を探す 実際に採用担当のみなさんと話せます		
お知らせ		
利用規約   サイトマップ   個人情報保護方針   お問い合わせ   富山県   富山県立大学   富山県立短期大学   富山県立国際大学   富山県立法科大学   富山県立短期大学   富山県立高等専門学校   富山県立本郷キャンパス   富山県立射水キャンパス		

インターンシップナビとやま HP

【利用時間】	月～金曜	9時～17時
	祝日及び年末年始は除く	
【電話番号】	076-482-3420 (お問い合わせ受付時間 9時～16時)	

## 3. とやまシニア専門人材バンク

概ね55歳以上で、有する専門的知識・技術・経験を活用して県内で再就職を希望される方と、そうした高齢者人材を求める県内企業とのマッチングを促進する仕組みとして、平成24年に設置されました。バンク内にはハローワークが併設され、富山県・富山労働局・ハローワークが一体となって支援を行っています。

バンクではホームページ (<https://senior-bank.pref.toyama.lg.jp/>) の運営も行っており、企業や求職者がバンクに登録されると、その情報がホームページ上で公開されます。この情報をもとに、企業は求める人材に、求職者は企業の求人に応募することができます。

トップページ	とやまシニア専門人材バンクとは	窓口のご案内	仕事をお探しの方	専門人材をお探しの方	リンク集	お問い合わせ
専門的知識・技術等を有する高齢者の就業と専門人材を求める企業の人材確保を総合的に支援します						
<b>とやまシニア専門人材バンク</b> ☎076-444-4289 富山県						
お仕事を求めている方は こちらをクリック!			人材をお探しの方は こちらをクリック!			
長年培った専門的な知識や技術を活かしたい			シニアの専門的な能力や人材を活用したい			

とやまシニア専門人材バンク HP

令和元年6月末現在において、専門人材が2,032人、企業は1,701事業所が登録しています。

【利用時間】	月～金曜日	9時～17時
	祝日及び年末年始は除く	
【電話番号】	076-444-4289	

#### 4. 女性就業支援センター（マザーズジョブとやま）

企業の人材不足が深刻となっている一方で、出産や育児等が一段落した女性の中には、時間等が制約となって、働きたくても働けない人がいます。県内企業と女性未就業者（子育て中の女性や移住してきた女性など）をつなぎ、働く意欲のある女性の社会復帰と企業の人材確保を支援するため、今年4月にサンフォルテ2階に開設されました。来訪者に求人情報（短時間勤務等）や在宅ワーク、再就職に役立つセミナー等の情報を提供しています。

##### 【業務内容】

- (1) センター職員が企業を訪問し、企業の求人内容を見直し、働く意欲のある能力を持った女性の採用の可能性を見出します。
- (2) 軽作業や一定のスキルが必要な業務など、子育て中の女性であっても自宅等で受託可能な仕事を紹介します。
- (3) 女性未就業者に対して、再就職に役立つセミナーや情報交換会等に関する情報発信を行います。

【利用時間】	月～金曜	9時～17時
	祝日及び年末年始は除く	
【電話番号】	076-432-4588	

#### 5. 富山県プロフェッショナル人材戦略本部

企業に対し、経営戦略のアドバイスや企業の成長を支える人材の確保を支援するため、（公財）富山県新世紀産業機構内に平成28年2月に設置され、富山県人材活躍推進センターの開設に伴い、同センター内に移転しました。

企業が持つ潜在成長力への目覚めを喚起し、「攻めの経営」への転換を促すとともに、企業の成長戦略実現のために、プロフェッショナル人材のニーズを具体化し、決断を促進します。

##### 【業務内容】

- (1) 県内中小企業経営者との面談により、経営の相談

に応じるとともに、事業展開等に必要の人材ニーズを吸い上げます。

- (2) 民間人材ビジネス事業者等の保有する人材情報を活用し、プロフェッショナル人材のマッチング支援を行います。
- (3) 地域金融機関、民間人材ビジネス事業者、商工会議所等と連携し、年1回の協議会を開催し連携の強化を図っています。
- (4) 経営者向けセミナーを企画、開催しています。

【利用時間】	月～金曜	9時～17時
	祝日及び年末年始は除く	
【電話番号】	076-432-9156	

#### 6. 高度ものづくり人材正社員確保支援事業等の実施

各機関による支援の他、人材活躍推進センターでは、本県のものづくり産業の振興と雇用創出を図るため、県内中小企業等の新分野への進出に伴う人材の確保・育成に要する経費を助成する事業も行っています。

【お問い合わせ先】	076-432-9169
-----------	--------------

##### 【富山県人材活躍推進センター】

総合窓口：TEL 076-411-9150

ホームページ：<http://job-suishin.jp/>

(事業主の方へ)

# I 雇用関係助成金のご案内

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひ、ご活用ください。

## 受給対象となる事業主 (事業主団体を含む)

- ・雇用保険適用事業所の事業主
- ・期間内に申請を行う事業主
- ・支給のための審査に協力する事業主

### 審査への協力の具体例

- ・審査に必要な書類を整備・保管する。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構の実地調査に応じる。

実際に助成金を受給するためには、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

## 支給申請期間

- ・助成金の支給申請期間は、原則申請が可能となった日から2か月以内とします。

## 中小企業事業主等の範囲

- 雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

- ただし、以下の助成金については、範囲が異なります。

### <人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース) >

上記の表に加えて、以下の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時雇用する労働者の数」のいずれかを満たす企業等も「中小企業者」に該当

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業※	3億円以下	また は	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

### <特定求職者雇用開発助成金 (障害者初回雇用コース)、両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース) >

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下



## 生産性要件について

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増等を行います。

- (1) 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、
- ・その3年度前(※1)に比べて6%以上伸びていること または、
  - ・その3年度前(※1)に比べて1%以上(6%未満)伸びていること(※2)

※1 3年度前の初日に雇用保険適用事業主であることが必要です。また、会計期間の変更などにより、会計年度が1年未満の期間がある場合は、当該期間を除いて3年度前に遡って算定を行います

※2 この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること(一部の助成金を除く)

☞「事業性評価」とは、都道府県労働局が、助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立て(市場での成長性、競争優位性、事業特性及び経営資源・強み等)を与信取引等のある金融機関に照会し、その回答を参考に、割増支給等の判断を行うものです。

なお、「与信取引」とは、金融機関から借入を受けている場合の他に、借入残高がなくとも、借入限度額(借入の際の設定上限金額)が設定されている場合等も該当します。

(注)人材確保等支援助成金(設備改善等支援コース)は上記の取扱いと異なります。

- (2) 「生産性」は、次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値(※3)}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※3 付加価値とは、企業の場合、営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃借料+租税公課、の式で算定され、直近の会計年度もその3年度前もプラスであることが必要です。

なお、企業会計基準を用いることができない事業所については、厚生労働省のホームページを参照いただくか管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

- ・なお、ここでいう「人件費」は、従業員の給与や退職金等であり、**役員報酬等は含めません**。
- ・また、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

詳しくは厚生労働省HP「事業主の方のための雇用関係助成金」をご参照ください  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

## 取扱機関一覧

### ◆富山労働局 職業対策課

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 6F  
TEL 076-432-2793 FAX 076-432-3801

### ◆富山労働局 訓練室

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 6F  
TEL 076-415-0242 FAX 076-432-3801

### ◆富山労働局 雇用環境・均等室

〒939-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 4F  
TEL 076-432-2728 FAX 076-432-3959

### ◆富山労働局 助成金センター 5F・6F

〒930-0008 富山市神通本町1-6-9 MIPSビル  
5F TEL 076-432-9172 FAX 076-432-9173  
6F TEL 076-432-9162 FAX 076-432-9170

### ◆富山労働局 健康安全課

〒939-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 3F  
TEL 076-432-2731 FAX 076-432-6089

### ◆ハローワーク富山

〒930-0857 富山市奥田新町45  
TEL 076-431-8609 FAX 076-443-1552

### ◆ハローワーク高岡

〒933-0062 高岡市江尻字村中1193(仮庁舎)  
TEL 0766-21-1515 FAX 0766-26-0612

### ◆ハローワーク魚津

〒937-0801 魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎 1F  
TEL 0765-24-0365 FAX 0765-24-6100

### ◆ハローワーク砺波

〒939-1363 砺波市太郎丸1-2-5  
TEL 0763-32-2914 FAX 0763-33-1401

### ◆ハローワーク砺波 小矢部出張所

〒932-8508 小矢部市綾子5185  
TEL 0766-67-0310 FAX 0766-67-3476

### ◆ハローワーク氷見

〒935-0023 氷見市朝日丘9-17  
TEL 0766-74-0445 FAX 0766-74-0031

### ◆ハローワーク滑川

〒936-0024 滑川市辰野11-6  
TEL 076-475-0324 FAX 076-475-9097

### ◆(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部 高年齢・障害者業務課

〒933-0982 高岡市八ヶ55 ポリテクセンター内  
TEL 0766-26-1881 FAX 0766-23-6445

### ◆働き方改革推進支援センター富山

〒930-0018 富山市千歳町1-6-18  
河口ビル2F(富山県社会保険労務士会内)  
TEL 0120-931-058 FAX 076-441-0255

### ◆テレワーク相談センター

TEL 0120-91-6479

### ◆(独)労働者健康安全機構産業保健・賃金援護部産業保健業務指導課

全国統一ナビダイヤル

TEL 0570-783046

### ◆(独)勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部

TEL 03-6907-1234

### ◆(独)勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部

TEL 03-6731-2831

### ◆(独)勤労者退職金共済機構清酒製造業退職金共済事業本部

TEL 03-6731-2887

### ◆(独)勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部

TEL 03-6731-2887

# 雇用関係助成金一覧

※助成金の財源は事業主拠出の雇用保険二事業です。★は障害者雇用納付金制度、☆は財源の一部が一般会計の助成金です。

◆は、生産性要件（一部成長性要件）を付与する助成金です。生産性要件を満たす場合の助成額は<>で記載しています。ただし、人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）において生産性の向上を達成した場合の助成額は〔 〕で記載しています。

(問い合わせ先)  
【労働局】 富山労働局またはハローワーク  
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部高齢・障害者業務課

## A. 雇用維持関係の助成金

<p><b>1 雇用調整助成金</b> <span style="float: right;">【労働局】</span></p> <p>景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合（※1）に、休業、教育訓練、または出向（※2）によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成</p> <p>（※1）売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等 （※2）3か月以上1年以内の出向に限る</p> <p><b>【休業・教育訓練の場合】</b> 休業手当等の一部助成 2/3（中小企業以外1/2） 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算</p> <p><b>【出向の場合】</b> 出向元事業主の負担額の一部助成 2/3（中小企業以外1/2）</p>	<p>富山労働局 助成金センター 6F 又は 最寄りの ハローワーク</p>
---	--

## B. 再就職支援関係の助成金

<p><b>2 労働移動支援助成金</b> <span style="float: right;">【労働局】</span></p> <p><b>2-Ⅰ 再就職支援コース</b></p> <p>事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者等に委託等して行う事業主（再就職が実現した場合に限る）に対して助成</p> <p><b>【再就職支援】</b> 委託費用の1/2(中小企業以外1/4) 支給対象者45歳以上 委託費用の2/3(中小企業以外1/3)</p> <p>特例区分(※)に該当する場合、 委託費用の2/3(中小企業以外1/3) 支給対象者45歳以上 委託費用の4/5(中小企業以外2/5) (1人あたり上限60万円)</p> <p>訓練を委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3(上限30万円) グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算</p> <p><b>【休暇付与支援】</b> 日額8,000円(中小企業以外5,000円)を支給（上限180日分） 離職後1か月以内に再就職を実現した場合、1人あたり10万円を加算</p> <p><b>【職業訓練実施支援】</b> 教育訓練施設等に訓練を直接委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3(上限30万円)</p> <p>(※) 職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合</p>	<p>富山労働局 助成金センター 6F 又は 最寄りの ハローワーク</p>																																													
<p><b>2-Ⅱ 早期雇入れ支援コース◆</b></p> <p>事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成</p> <p><b>【早期雇入れ支援】</b>（1年度1事業所あたり500人上限） 通常助成 1人あたり30万円 優遇助成(※1) 1人あたり80万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に40万円) 優遇助成(賃金上昇区分)(※2) 1人あたり100万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に60万円)</p> <p><b>【人材育成支援(※3)】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">通常助成</td> <td style="width: 10%;">OJT</td> <td style="width: 15%;">訓練実施助成</td> <td style="width: 15%;">800円/時</td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>Off-JT</td> <td>賃金助成</td> <td>900円/時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>+ 訓練経費助成(上限30万円)</td> </tr> <tr> <td>優遇助成(※1)</td> <td>OJT</td> <td>訓練実施助成</td> <td>900円/時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>Off-JT</td> <td>賃金助成</td> <td>1,000円/時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>+ 訓練経費助成(上限40万円)</td> </tr> <tr> <td>優遇助成(賃金上昇区分)(※2)</td> <td>OJT</td> <td>訓練実施助成</td> <td>1,000円/時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>Off-JT</td> <td>賃金助成</td> <td>1,100円/時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>+ 訓練経費助成(上限50万円)</td> </tr> </table> <p>(※1) 成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇い入れた場合 (※2) 優遇助成の要件を満たす事業所の事業主が、対象者の採用1年後に賃金アップした場合 (※3) 早期雇入れ支援の対象者に対して、職業訓練を実施した場合に上乗せとして支給</p>	通常助成	OJT	訓練実施助成	800円/時			Off-JT	賃金助成	900円/時						+ 訓練経費助成(上限30万円)	優遇助成(※1)	OJT	訓練実施助成	900円/時			Off-JT	賃金助成	1,000円/時						+ 訓練経費助成(上限40万円)	優遇助成(賃金上昇区分)(※2)	OJT	訓練実施助成	1,000円/時			Off-JT	賃金助成	1,100円/時						+ 訓練経費助成(上限50万円)	<p>富山労働局 助成金センター 6F 又は 最寄りの ハローワーク</p>
通常助成	OJT	訓練実施助成	800円/時																																											
	Off-JT	賃金助成	900円/時																																											
				+ 訓練経費助成(上限30万円)																																										
優遇助成(※1)	OJT	訓練実施助成	900円/時																																											
	Off-JT	賃金助成	1,000円/時																																											
				+ 訓練経費助成(上限40万円)																																										
優遇助成(賃金上昇区分)(※2)	OJT	訓練実施助成	1,000円/時																																											
	Off-JT	賃金助成	1,100円/時																																											
				+ 訓練経費助成(上限50万円)																																										

## C. 転職・再就職拡大支援関係の助成金

3 中途採用等支援助成金 <span style="float: right;">【労働局】</span>	
3-I 中途採用拡大コース◆	
<p>中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大（①中途採用率の拡大または②45歳以上を初めて採用）させた事業主に対して助成</p>	<p>【中途採用拡大助成】</p> <p>①の場合 50万円 ②の場合 60万円または70万円（※1）</p> <p>（※1）60歳以上の対象者を初採用した場合は70万円を支給</p> <p>【生産性向上助成（※2）】</p> <p>①の場合 &lt;25万円&gt; ②の場合 &lt;30万円&gt;</p> <p>（※2）中途採用拡大に取り組む際に提出した中途採用計画の開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給</p>
3-II UIJ ターンコース	
<p>東京圏からの移住者（※）を雇い入れた事業主に対してその採用活動に要した経費の一部を助成</p> <p>※地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る</p>	<p>助成対象経費に1/3（中小企業は1/2）を乗じた額（上限100万円）</p>
3-III 生涯現役起業支援コース◆	
<p>中高年齢者（40歳以上）が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れ（※1）を行う際に要した、雇用創出措置（※2）に対して助成</p> <p>（※1）60歳以上の者を1名以上、40歳以上60歳未満の者を2名以上、または40歳未満の者を3名以上（40歳以上60歳未満の者を1名雇い入れる場合は40歳未満の者を2名以上）</p> <p>（※2）対象労働者の雇入れにあたり、事業主が行うべき措置であって、募集及び採用並びに教育訓練に関するもの</p>	<p>【雇用創出措置助成】</p> <p>起業者が60歳以上の場合 助成率 2/3 助成額の上限 200万円 起業者が40歳～59歳の場合 助成率 1/2 助成額の上限 150万円</p> <p>【生産性向上助成（※）】</p> <p>&lt;上記により助成された額の25%の額&gt;</p> <p>（※）雇用創出措置に係る計画書を提出した年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給</p>



富山労働局  
助成金センター  
6F  
又は  
最寄りの  
ハローワーク

## D. 雇入れ関係の助成金

4 特定求職者雇用開発助成金 <span style="float: right;">【労働局】</span>	
4-I 特定就職困難者コース☆	
<p>高年齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成</p> <p>（※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実に認められること</p>	<p>【高年齢者（60～64歳）、母子家庭の母等】</p> <p>1人あたり60万円（中小企業以外50万円） 短時間労働者（※）は40万円（中小企業以外30万円）</p> <p>【身体・知的障害者（重度以外）】</p> <p>1人あたり120万円（中小企業以外50万円） 短時間労働者（※）は80万円（中小企業以外30万円）</p> <p>【身体・知的障害者（重度または45歳以上）、精神障害者】</p> <p>1人あたり240万円（中小企業以外100万円） 短時間労働者（※）は80万円（中小企業以外30万円）</p> <p>（※）1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者（以下同じ）</p>
4-II 生涯現役コース	
<p>65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成</p> <p>（※）雇用保険の高年齢被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが確実に認められること</p>	<p>1人あたり70万円（中小企業以外60万円） 短時間労働者は50万円（中小企業以外40万円）</p>
4-III 被災者雇用開発コース	
<p>東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成</p> <p>（※）雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが見込まれること</p>	<p>1人あたり60万円（中小企業以外50万円） 短時間労働者は40万円（中小企業以外30万円）</p>
4-IV 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	
<p>発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成</p> <p>（※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実に認められること</p>	<p>1人あたり120万円（中小企業以外50万円） 短時間労働者は80万円（中小企業以外30万円）</p>



富山労働局  
職業対策課  
又は  
最寄りの  
ハローワーク

<b>4-V 三年以内既卒者等採用定着コース</b>		富山労働局 職業対策課 又は 最寄りの ハローワーク
学校等の既卒者や中退者の応募が可能な新卒求人者の申込みまたは募集を行い、初めて雇入れ(※)、一定期間定着した場合に助成 (※) 雇入れにあたり以下の要件を満たすこと <b>【既卒者等コース】</b> 既卒者・中退者が応募可能な新卒求人者の申込みまたは募集を行い、通常の労働者として雇入れたこと <b>【高校中退者コース】</b> 高校中退者が応募可能な高卒求人者の申込みまたは募集を行い、通常の労働者として雇入れたこと	<b>【既卒者等コース】</b> 70万円 (中小企業以外35万円)  <b>【高校中退者コース】</b> 80万円 (中小企業以外40万円)  ※各コース上限1名、ユースエール認定企業は10万円加算 ※平成31年3月31日までに募集等を行い、平成31年4月30日までに対象者を雇入れた事業主が対象	
<b>4-VI 障害者初回雇用コース</b>		
障害者雇用の経験のない中小企業(※1)が、雇用率制度の対象となる障害者を初めて雇用し、法定雇用率を達成する場合(※2)に助成 (※1) 障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数45.5~300人の中小企業 (※2) 1人目の対象労働者を雇入れた日の翌日から起算して3か月後までの間に、雇入れた対象労働者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となって、法定雇用率を達成すること	1企業あたり120万円	
<b>4-VII 安定雇用実現コース</b>		
いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したことに伴い、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者(※)を正規雇用労働者(短時間労働者を除く)として雇い入れた事業主に対して助成 (※) 次のいずれにも該当する者 ①雇入れ日現在の満年齢が35歳以上60歳未満の者 ②正規雇用労働者として雇用された期間を遡算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者 ③紹介日時点で失業状態にあり、正規雇用労働者として雇用されることを希望している者	1人あたり60万円 (中小企業以外50万円)	
<b>4-VIII 生活保護受給者等雇用開発コース</b>		
地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成 (※) 雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確認と認められること	1人あたり60万円 (中小企業以外50万円)  短時間労働者は40万円 (中小企業以外30万円)	
<b>5 トライアル雇用助成金</b> <span style="float: right;">【労働局】</span>		
<b>5-I 一般トライアルコース</b>		
職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者(※)を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用する事業主に対して助成 (※) 次の①~⑤のいずれかに該当する者 ①2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者 ②離職している期間が1年を超えている者 ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定的な職業に就いていない期間が1年を超えているもの ④フリーターやコート等で45歳未満の者 ⑤就職支援に当たって特別の配慮を要する以下の者 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者	1人あたり月額最大4万円 (最長3か月間)  対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 月額最大5万円 (最長3か月間)  若者雇用促進法に基づく認定事業主が 35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合 月額最大5万円 (最長3か月間)	
<b>5-II 障害者トライアルコース</b>		
就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成	<b>【精神障害者の場合】</b> ・助成期間：最長6か月 ・助成額：雇入れから3か月間 → 1人あたり月額最大8万円 ・助成額：雇入れから4か月以降 → 1人あたり月額最大4万円 <b>【上記以外の場合】</b> ・助成期間：最長3か月 ・助成額：1人あたり月額最大4万円	
<b>5-III 障害者短時間トライアルコース</b>		
直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかねながら20時間以上の就業を目指して試用雇用を行う事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円 (最長12か月間)	
<b>5-IV 若年・女性建設労働者トライアルコース</b>		
若年者(35歳未満)又は女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用し、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース又は障害者トライアルコース)の支給を受けた中小建設事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円 (最長3か月間)	

<b>6 地域雇用開発助成金</b> <span style="float: right;">【労働局】</span>	
<b>6-I 地域雇用開発コース◆</b>	
同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島地域等において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った事業主に対して助成	事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数等に応じて 48～760万円<60～960万円>を支給(最大3年間(3回)支給) 創業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ 中小企業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ
<b>6-II 沖縄若年者雇用促進コース</b>	
沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇入れを行った事業主に対して助成	支払った賃金に相当する額の1/3(中小企業以外1/4) 助成対象期間は1年間(定着状況が特に優良な場合は2年間) 定着状況が特に優良な場合の2年目の助成額 支払った賃金に相当する額の1/2(中小企業以外1/3)



富山労働局  
助成金センター  
6F  
又は  
最寄りの  
ハローワーク

## E. 雇用環境の整備関係等の助成金

<b>7 障害者雇用安定助成金</b> <span style="float: right;">【労働局】</span>	
<b>7-I 障害者職場定着支援コース</b>	
障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置(※1～7)を講じる事業主に対して助成	①柔軟な時間管理・休暇取得 1人あたり8万円(中小企業以外6万円) ②短時間労働者の勤務時間延長(週の所定労働時間の延長) 【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】 20未満→30以上 1人あたり54万円(中小企業以外40万円) 20未満→20以上30未満 1人あたり27万円(中小企業以外20万円) 20以上30未満→30以上 1人あたり27万円(中小企業以外20万円) 【上記以外の障害者】 20未満→30以上 1人あたり40万円(中小企業以外30万円) 20未満→20以上30未満 1人あたり20万円(中小企業以外15万円) 20以上30未満→30以上 1人あたり20万円(中小企業以外15万円) ③正規・無期転換 【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】 有期→正規 1人あたり120万円(中小企業以外90万円) 有期→無期 1人あたり60万円(中小企業以外45万円) 無期→正規 1人あたり60万円(中小企業以外45万円) 【上記以外の障害者】 有期→正規 1人あたり90万円(中小企業以外67.5万円) 有期→無期 1人あたり45万円(中小企業以外33万円) 無期→正規 1人あたり45万円(中小企業以外33万円) ④職場支援員の配置 【職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置】 1人あたり月額4万円(中小企業以外月額3万円) 短時間労働者は、月額2万円(中小企業以外月額1.5万円) 【職場支援員を委嘱契約により配置】 委嘱による支援1回あたり1万円 ※助成対象期間は、2年間(精神障害者は3年間)が上限 ※職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限 ⑤職場復帰支援 1人あたり月額6万円(中小企業以外月額4.5万円) ※助成対象期間は、1年間が上限 ⑥中高年障害者への雇用継続支援 1人あたり70万円(中小企業以外50万円) ⑦社内理解の促進 講習に要した費用に応じて助成 5万円以上～10万円未満 1事業所あたり3万円(中小企業以外2万円) 10万円以上～20万円未満 1事業所あたり6万円(中小企業以外4.5万円) 20万円以上 1事業所あたり12万円(中小企業以外9万円)
(※1) 柔軟な時間管理・休暇取得 労働時間の調整や通院または入院のための特別な有給休暇の付与を継続的に講じる	
(※2) 短時間労働者の勤務時間延長 週の所定労働時間を延長する	
(※3) 正規・無期転換 有期契約労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に、無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する	
(※4) 職場支援員の配置 業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する	
(※5) 職場復帰支援 職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる	
(※6) 中高年障害者への雇用継続支援 中高年障害者に対して必要な職場適応の措置を行う	
(※7) 社内理解の促進 障害者の支援に関する知識等を習得させるための講習を雇用	
<b>7-II 障害者職場適応援助コース</b>	
職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成	【職場適応援助者による支援】 ①訪問型職場適応援助者 1日の支援時間が4時間以上(精神障害者は3時間以上)の日 1.6万円 1日の支援時間が4時間未満(精神障害者は3時間未満)の日 8,000円 ※助成対象期間は、1年8か月(精神障害者は2年8か月)が上限 ②企業在籍型職場適応援助者 <精神障害者の支援> 1人あたり月額12万円(中小企業以外月額9万円) 短時間労働者は、月額6万円(中小企業以外月額5万円) <精神障害者以外の支援> 1人あたり月額8万円(中小企業以外月額6万円) 短時間労働者は、月額4万円(中小企業以外月額3万円) ※助成対象期間は、6か月が上限 【職場適応援助者養成研修】 職場適応援助者養成研修の受講料の1/2
(※) ショプコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする者	



富山労働局  
職業対策課  
又は  
最寄りの  
ハローワーク

<b>8 障害者作業施設設置等助成金★</b> <span style="float:right">【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】</span>		(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部 高齢・障害者業務課
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成	支給対象費用の2/3	
<b>9 障害者福祉施設設置等助成金★</b> <span style="float:right">【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】</span>		
継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成	支給対象費用の1/3	
<b>10 障害者介助等助成金★</b> <span style="float:right">【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】</span>		
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の雇用管理のために、必要な介助者等を配置または委嘱する事業主に対して助成	【職場介助者の配置または委嘱】 支給対象費用の3/4	
	【職場介助者の配置または委嘱の継続措置】 支給対象費用の2/3	
	【手話通訳、要約筆記等の担当者の委嘱】 委嘱1回あたりの費用の3/4	
	【障害者相談窓口担当者の配置等】 ・担当者の増配置 担当者1人あたり月額8万円 ・増配置した担当者が合理的配慮に係る相談業務以外にも従事 担当者1人あたり月額1万円 ・研修の受講 (受講費)：障害者専門機関等に支払った額の2/3 (賃金)：担当者1人あたり1時間につき700円 ・障害者専門機関等への委嘱：対象経費の2/3	
<b>11 重度障害者等通勤対策助成金★</b> <span style="float:right">【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】</span>		
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主に対して助成	支給対象費用の3/4	
<b>12 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金★</b> <span style="float:right">【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】</span>		
重度障害者を多数継続して雇用(※)し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成  (※) 重度障害者を1年を超えて10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上であること	支給対象費用の2/3 (特例の場合3/4)	
<b>13 人材確保等支援助成金</b> <span style="float:right">【労働局】</span>		富山労働局 助成金センター 6F 又は 最寄りの ハローワーク
<b>13-I 雇用管理制度助成コース◆</b>		
雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 57万円<72万円>	
<b>13-II 介護福祉機器助成コース◆</b>		
介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成	【機器導入助成】 支給対象費用の25% (上限150万円) 【目標達成助成】 支給対象費用の20%<35%> (上限150万円)	
<b>13-III 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース◆</b>		
賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護・保育事業主に対して助成	【制度整備助成】 50万円  【目標達成助成】 第1回：57万円<72万円> 第2回：85.5万円<108万円>	
<b>13-IV 中小企業団体助成コース</b>		
都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上) 上限1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限 800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限 600万円	
<b>13-V 人事評価改善等助成コース◆</b>		
生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に助成	【制度整備助成(※1)】 50万円 (※1) 生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度を整備し、賃金アップを実施した場合に支給  【目標達成助成(※2)】 <80万円> (※2) 人事評価制度等整備計画の認定申請時から3年経過後に申請し、生産性要件を満たす(伸び率が6%以上の場合のみ)とともに、賃金アップと離職率低下を実現した場合に支給	

<b>13-Ⅶ 設備改善等支援コース◆</b>	
<p>生産性向上に資する設備等を導入することにより、雇用管理改善(賃金アップ等)と生産性向上を図る事業主に対して助成</p> <p>※計画期間はA又はBのいずれかを選択</p> <p>A &lt;雇用管理改善計画期間1年タイプ&gt;</p> <p>①【計画達成助成】計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成</p> <p>②【上乗せ助成】計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成</p> <p>B &lt;雇用管理改善計画期間3年タイプ&gt;</p> <p>計画の開始から一定期間経過後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成</p> <p>①【計画達成助成(1回目)】…計画の開始から1年後</p> <p>②【計画達成助成(2回目)】…計画の開始から2年後</p> <p>③【目標達成時助成】…計画の開始から3年後</p>	<p>A &lt;雇用管理改善計画期間1年&gt;</p> <p>・設備導入費用175万円以上1,000万円未満(※)</p> <p>①50万円、②[80万円]</p> <p>B &lt;雇用管理改善計画期間3年&gt;</p> <p>・設備導入費用240万円以上5,000万円未満(※)</p> <p>①[50万円]、②[50万円]、③[80万円]</p> <p>・設備導入費用5,000万円以上1億円未満</p> <p>①[50万円]、②[75万円]、③[100万円]</p> <p>・設備導入費用1億円以上</p> <p>①[100万円]、②[150万円]、③[200万円]</p> <p>(※)設備導入費用5,000万円未満は、中小企業のみが対象</p>
<b>13-Ⅷ 働き方改革支援コース◆</b>	
<p>働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成</p> <p>(※)働き方改革に取り組むとは、時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース)の支給を受けた中小企業のこと</p>	<p>【計画達成助成(※1)】(10名までの人員増を上限)</p> <p>・雇い入れた労働者1人あたり60万円 (短時間労働者の場合40万円)</p> <p>(※1)新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に支給</p> <p>【目標達成助成(※2)】(10名までの人員増を上限)</p> <p>・生産性要件を満たした場合、追加的に労働者1人あたり&lt;15万円&gt; (短時間労働者の場合は&lt;10万円&gt;)</p> <p>(※2)雇用管理改善計画の開始日から3年経過以降に申請し、生産性要件を満たす(伸び率が6%以上の場合のみ)とともに、離職率の目標を達成した場合に支給</p>
<b>13-Ⅷ 雇用管理制度助成コース(建設分野)◆</b>	
<p>①人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主、②雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成</p>	<p>①の場合</p> <p>第1回:57万円&lt;72万円&gt;</p> <p>第2回:85.5万円&lt;108万円&gt;</p> <p>②の場合</p> <p>1人あたり年額6.65万円&lt;8.4万円&gt;(最長3年間)</p>
<b>13-Ⅸ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)◆</b>	
<p>①若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体、②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成</p>	<p>①の場合</p> <p>【建設事業主】 (中小建設事業主)支給対象経費の3/5&lt;3/4&gt; (中小建設事業主以外の建設事業主)支給対象経費の9/20&lt;3/5&gt; ※雇用管理研修等を受講させた場合、1人あたり日額7,600円&lt;9,600円&gt;加算(最長6日間)</p> <p>【建設事業主団体】 (中小建設事業主団体)支給対象経費の2/3 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体)支給対象経費の1/2</p> <p>②の場合</p> <p>支給対象経費の2/3</p>
<b>13-X 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)◆</b>	
<p>①被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主、②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主、③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成</p>	<p>①の場合</p> <p>支給対象経費の2/3</p> <p>②の場合</p> <p>支給対象経費の3/5&lt;3/4&gt;</p> <p>③の場合</p> <p>支給対象経費の1/2</p>
<b>14 通年雇用助成金</b> <span style="float:right">【労働局】</span>	
<p>北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成</p>	<p>【事業所内就業、事業所外就業】支払った賃金の2/3(第1回目) 支払った賃金の1/2(第2~3回目)</p> <p>【休業】休業手当と賃金の1/2(第1回目)、1/3(第2回目)</p> <p>【業務転換】支払った賃金の1/3</p> <p>【訓練】支給対象経費の1/2(季節的業務)、2/3(季節的業務以外)</p> <p>【新分野進出】支給対象経費の1/10</p> <p>【季節トライアル雇用】支払った賃金の1/2(減額あり)</p>
<b>15 65歳超雇用推進助成金</b> <span style="float:right">【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】</span>	
<b>15-I 65歳超継続雇用促進コース</b>	
<p>65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成</p>	<p>措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて支給</p> <p>【①65歳への定年の引上げ】 10~150万円</p> <p>【②66歳以上への定年の引上げ】 15~160万円</p> <p>【③定年の定め廃止】 20~160万円</p> <p>【④希望者全員を66歳~69歳の年齢まで継続雇用する制度導入】 5~80万円</p> <p>【⑤希望者全員を70歳以上の年齢まで継続雇用する制度導入】 10~100万円</p> <p>※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合、支給額はいずれか高い額</p>



富山労働局  
助成金センター  
6F  
又は  
最寄りの  
ハローワーク

(独)高齢・障害・  
求職者雇用  
支援機構  
富山支部

高齢・障害者  
業務課





<b>16-Ⅳ 賃金規定等共通化コース◆</b>		富山労働局 助成金センター 5F 又は 最寄りの ハローワーク
有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対して助成	1事業所あたり57万円<72万円> (中小企業以外42.75万円<54万円>)  ※対象となる有期契約労働者等が2人以上の場合、2人目から1人あたり2万円<2.4万円> (中小企業以外1.5万円<1.8万円>) 加算	
<b>16-Ⅴ 諸手当制度共通化コース◆</b>		
有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した事業主に対して助成	1事業所あたり38万円<48万円> (中小企業以外28.5万円<36万円>)  ※対象となる有期契約労働者等が2人以上の場合、2人目から1人あたり1.5万円<1.8万円> (中小企業以外1.2万円<1.4万円>) 加算  ※対象となる諸手当制度を同時に2つ以上新たに規定・適用した場合、2つ目以降の手当1つにつき、16万円<19.2万円> (中小企業以外12万円<14.4万円>) 加算	
<b>16-Ⅵ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース◆</b>		富山労働局 助成金センター 5F 又は 最寄りの ハローワーク
労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、当該有期契約労働者等の賃金引上げを実施した事業主に対して助成	賃金引上げ割合に応じて、1人あたり 3%以上：2.9万円<3.6万円> (中小企業以外2.2万円<2.7万円>)  5%以上：4.7万円<6万円> (中小企業以外3.6万円<4.5万円>)  7%以上：6.6万円<8.3万円> (中小企業以外5万円<6.3万円>)  10%以上：9.4万円<11.9万円> (中小企業以外7.1万円<8.9万円>)  14%以上：13.2万円<16.6万円> (中小企業以外9.9万円<12.5万円>)	
<b>16-Ⅶ 短時間労働者労働時間延長コース◆</b>		
短時間労働者の週所定労働時間を延長すると同時に社会保険に加入させた事業主に対して助成	【週所定労働時間を5時間以上延長し、かつ新たに社会保険に適用した場合】 1人あたり22.5万円<28.4万円> (中小企業以外16.9万円<21.3万円>)  【上記Ⅱ賃金規定等改定コースまたはⅥ選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長し、かつ新たに社会保険に適用した場合】  1時間以上2時間未満 1人あたり4.5万円<5.7万円> (中小企業以外3.4万円<4.3万円>)  2時間以上3時間未満 1人あたり9万円<11.4万円> (中小企業以外6.8万円<8.6万円>)  3時間以上4時間未満 1人あたり13.5万円<17万円> (中小企業以外10.1万円<12.8万円>)  4時間以上5時間未満 1人あたり18万円<22.7万円> (中小企業以外13.5万円<17万円>)	

## F. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金

17 両立支援等助成金		【労働局】
<b>17-I 出生時両立支援コース◆</b>		
<p>男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させた事業主に対して助成</p>	<p>①男性労働者の育児休業 【1人目の育休取得】57万円&lt;72万円&gt; (中小企業以外28.5万円&lt;36万円&gt;) 【2人目以降の育休取得】 a 5日以上14日未満 14.25万円&lt;18万円&gt; b 14日以上1か月未満 23.75万円&lt;30万円&gt; c 1か月以上 33.25万円&lt;42万円&gt; (中小企業以外) a 14日以上1か月未満 14.25万円&lt;18万円&gt; b 1か月以上2か月未満 23.75万円&lt;30万円&gt; c 2か月以上 33.25万円&lt;42万円&gt; ※1企業あたり1年度10人まで支給</p> <p>②育児目的休暇 28.5万円&lt;36万円&gt; (中小企業以外14.25万円&lt;18万円&gt;) ※1企業1回まで支給</p>	→
<b>17-II 介護離職防止支援コース◆</b>		
<p>「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、又は仕事と介護との両立に資する制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成</p>	<p>①介護休業 【休業取得時】 28.5万円&lt;36万円&gt; 【職場復帰時】 28.5万円&lt;36万円&gt;</p> <p>②介護両立支援制度 28.5万円&lt;36万円&gt; ※それぞれ、1企業あたり1年度5人まで支給</p>	→
<b>17-III 育児休業等支援コース◆</b>		
<p>「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに基づき、労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主に対して助成</p> <p>育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成</p> <p>育児休業から復帰後の労働者を支援するため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成</p>	<p>①育休取得時 28.5万円&lt;36万円&gt; ②職場復帰時 28.5万円&lt;36万円&gt; ※業務代替労働者への職場支援等の取組をした場合 19万円&lt;24万円&gt;加算 ※1企業あたり無期雇用者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給</p> <p>③代替要員確保時 47.5万円&lt;60万円&gt; ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、9.5万円&lt;12万円&gt;加算 ※1企業あたり1年度10人まで5年間支給</p> <p>④職場復帰後支援 【子の看護休暇制度】 ・制度導入時 28.5万円&lt;36万円&gt; ・制度利用時 取得した休暇時間に1,000円&lt;1,200円&gt;を乗じた額 【保育サービス費用補助制度】 ・制度導入時 28.5万円&lt;36万円&gt; ・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額 ※制度導入時の助成は「子の看護休暇制度」「保育サービス費用補助制度」それぞれについて、1企業あたり1回まで支給 ※制度利用時の助成は1企業1年度あたり「子の看護休暇制度」は200時間&lt;240時間&gt;、「保育サービス費用補助制度」は20万円&lt;24万円&gt;まで支給</p>	→
<b>17-IV 再雇用者評価処遇コース◆</b>		
<p>妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成</p>	<p>【再雇用者1人目】 継続雇用6か月後19万円&lt;24万円&gt; (中小企業以外14.25万円&lt;18万円&gt;) 継続雇用1年後19万円&lt;24万円&gt; (中小企業以外14.25万円&lt;18万円&gt;)</p> <p>【再雇用者2～5人目】 継続雇用6か月後14.25万円&lt;18万円&gt; (中小企業以外9.5万円&lt;12万円&gt;) 継続雇用1年後14.25万円&lt;18万円&gt; (中小企業以外9.5万円&lt;12万円&gt;)</p>	→
<b>17-V 女性活躍加速化コース</b>		
<p>常時雇用する労働者が300人以下の中小企業事業主が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した場合に助成</p>	<p>各コース1企業1回限り</p> <p>加速化Aコース ※取組目標達成時 38万円&lt;48万円&gt; 加速化Nコース ※数値目標達成時 28.5万円&lt;36万円&gt; (女性管理職比率が15%以上の場合の支給額 47.5万円&lt;60万円&gt;)</p>	→
<b>17-VI 事業所内保育施設コース◆</b>		
<p>労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体に対してその費用の一部を助成 ※平成28年4月1日以降、新規申請受付は停止しています。</p>	<p>設置費用の2/3 (中小企業以外1/3) 設置費用：上限2,300万円(中小企業以外1,500万円) 運営費用の1～5年目 年間の1日平均保育乳幼児1人あたり 年額45万円 (中小企業以外34万円) 上限1,800万円 (中小企業以外1,360万円) 増築または建替え費用の1/2 (中小企業以外1/3) 増築：上限1,150万円 (中小企業以外750万円) 建替え：上限2,300万円 (中小企業以外1,500万円)</p>	→

富山労働局  
雇用環境・  
均等室

## G. 人材開発関係の助成金

18 人材開発支援助成金 <span style="float: right;">【労働局】</span>							
<b>18-I 特定訓練コース◆</b>							
<p>OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練について助成</p>	<p>①【賃金助成】 1時間あたり760円（中小企業以外380円）</p> <p>②【訓練経費助成】 実費相当額の45%（中小企業以外30%） ※特定分野認定実習併用職業訓練の場合は60%（中小企業以外45%）</p> <p>③【OJT実施助成】 1時間あたり665円（中小企業以外380円）</p> <p><b>【生産性向上助成（※）】</b></p> <p>①の場合 1時間あたり&lt;200円&gt;（中小企業以外&lt;100円&gt;）</p> <p>②の場合 実費相当額の&lt;15%&gt;（中小企業以外&lt;15%&gt;）</p> <p>③の場合 1時間あたり&lt;175円&gt;（中小企業以外&lt;100円&gt;）</p> <p>（※）訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給</p>						
<b>18-II 一般訓練コース◆</b>							
<p>職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練に対して助成</p>	<p>①【賃金助成】 1時間あたり380円</p> <p>②【訓練経費助成】 実費相当額の30%</p> <p><b>【生産性向上助成（※）】</b></p> <p>①の場合 1時間あたり&lt;100円&gt;</p> <p>②の場合 実費相当額の&lt;15%&gt;</p> <p>（※）訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給</p>						
<b>18-III 教育訓練休暇付与コース◆</b>							
<p>①有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合、もしくは②有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成</p>	<p>①の場合 <b>【定額助成】</b> 30万円</p> <p>②の場合 <b>【経費（定額）助成】</b> 20万円 <b>【賃金助成（※1）】</b> 1人1日あたり6,000円</p> <p>（※1）最大150日分の日額助成とし、雇用する企業全体の被保険者数が100人未満の企業は1名分、同100人以上の企業は2名分を支給対象者数の上限とし、長期教育訓練休暇の取得期間に、当該休暇を取得する被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主のみ助成対象とする</p> <p><b>【生産性向上助成】</b></p> <p>①の場合 <b>【定額助成】</b> &lt;6万円&gt;</p> <p>②の場合（※2） <b>【経費（定額）助成】</b> &lt;4万円&gt; <b>【賃金助成】</b> &lt;1,200円&gt;</p> <p>（※2）訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給</p>						
<b>18-IV 特別育成訓練コース◆</b>							
<p>有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成</p>	<p>①【Off-JT 賃金助成】 1時間あたり760円（中小企業以外475円） <b>【Off-JT 訓練経費助成】 実費助成（※1）</b> （※1）訓練時間数に応じて1人あたり次の額を限度 <b>【一般職業訓練、有期実習型訓練】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>20時間以上100時間未満</td> <td>10万円（中小企業以外7万円）</td> </tr> <tr> <td>100時間以上200時間未満</td> <td>20万円（中小企業以外15万円）</td> </tr> <tr> <td>200時間以上</td> <td>30万円（中小企業以外20万円）</td> </tr> </table> <p>②【OJT 訓練実施助成】 1時間あたり760円（中小企業以外665円）</p> <p><b>【生産性向上助成（※2）】</b></p> <p>①の場合 1時間あたり200円（中小企業以外125円）</p> <p>②の場合 1時間あたり200円（中小企業以外175円）</p> <p>（※2）訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給</p>	20時間以上100時間未満	10万円（中小企業以外7万円）	100時間以上200時間未満	20万円（中小企業以外15万円）	200時間以上	30万円（中小企業以外20万円）
20時間以上100時間未満	10万円（中小企業以外7万円）						
100時間以上200時間未満	20万円（中小企業以外15万円）						
200時間以上	30万円（中小企業以外20万円）						
<b>18-V 建設労働者認定訓練コース◆</b>							
<p>①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体（※1）、②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主（※2）に対して助成</p> <p>（※1）広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた中小建設事業主または中小建設事業主団体に限る</p> <p>（※2）人材開発支援助成金（特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コースのいずれかのコース）の支給を受けた中小建設事業主に限る</p>	<p>①の場合 <b>【経費助成】</b> 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6</p> <p>②の場合 <b>【賃金助成】</b> 1人あたり日額3,800円</p> <p>②の場合（生産性向上助成（※）） <b>【賃金助成】</b> 1人あたり日額&lt;1,000円&gt;</p> <p>（※）訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給</p>						

富山労働局  
助成金センター  
5F  
又は  
最寄りの  
ハローワーク

富山労働局  
助成金センター  
6F  
又は  
最寄りの  
ハローワーク

<b>18-Ⅵ 建設労働者技能実習コース◆</b>		富山労働局 助成金センター 6F 又は 最寄りの ハローワーク
雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成	<p><b>【経費助成(建設事業主)】</b>  (20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4 (※1)  (21人以上の中小建設事業主) (※2)  35歳未満 支給対象費用の7/10  35歳以上 支給対象費用の9/20</p> <p>(中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象費用の3/5 (※3)  (※1) 被災三県については10/10  (※2) 被災三県については4/5  (※3) 女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る</p> <p><b>【経費助成(建設事業主)(生産性向上(※4))】</b>  支給対象費用の&lt;3/20&gt;  (※4) 訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給</p> <p><b>【経費助成(建設事業主団体)】</b>  (中小建設事業主団体) 支給対象費用の4/5 (※1)  (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体)  支給対象費用の2/3 (※3)</p> <p><b>【賃金助成】(最長20日間)</b>  (20人以下の中小建設事業主)  1人あたり日額7,600円(8,360円(※5))  (21人以上の中小建設事業主)  1人あたり日額6,650円(7,315円(※5))  (※5) 建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合</p> <p><b>【賃金助成】(生産性向上助成(※4))</b>  (20人以下の中小建設事業主) 1人あたり日額&lt;2,000円&gt;  (21人以上の中小建設事業主) 1人あたり日額&lt;1,750円&gt;</p>	
<b>18-Ⅶ 障害者職業能力開発コース</b>		富山労働局 職業対策課 又は 最寄りの ハローワーク
障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成	<p><b>【施設設置費】</b> 支給対象費用の3/4  <b>【運営費】</b> 支給対象費用の3/4 (重度障害者等は4/5)</p>	
<b>19 職場適応訓練費</b>		<b>【労働局】</b>
都道府県労働局長の委託を受けて職場適応訓練を実施した事業主に対して助成	<p><b>【一般の職場適応訓練(月額)】</b>  2.4万円(重度の障害者以外) 2.5万円(重度の障害者)</p> <p><b>【短期の職場適応訓練(日額)】</b>  960円(重度の障害者以外) 1,000円(重度の障害者)</p>	
※職場適応訓練費は、雇用関係助成金とは異なりますが、事業主拠出の雇用保険二事業を財源とする制度です		

## <雇用関係助成金に関する勧誘にご注意ください。>

雇用関係助成金の申請や、助成対象の診断及び受給額の無料査定をするといった記載の書面を一方的に送付(FAX)することによって助成金の活用を勧誘する業者の情報が寄せられています。

厚生労働省や労働局・ハローワークでは、このような勧誘に関与している事実はありませんので、十分に御注意ください。

## 雇用関係助成金に関する留意事項

### 雇用関係助成金を受給できない事業主（事業主団体を含む）

- 平成31年4月1日以降に雇用関係助成金を申請し、不正受給（※1）による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けた場合、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない事業主。

なお、支給決定取消日から5年を経過した場合であっても、不正受給による請求金（※2）を納付していない事業主は、時効が完成している場合を除き、納付日まで申請できません。

※1 不正受給とは、偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金を受け、または受けようとするをいいます。例えば、離職理由に虚偽がある場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）も、不正受給に当たります

※2 請求金とは、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年5%の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額です

- 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について、申請事業主の役員等に他の事業主の役員等として不正受給に関与した役員等がいる場合は、申請することができません（※3）。

※3 この場合、他の事業主が不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない場合や支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金を納付していない場合（時効が完成している場合を除く）は、申請できません

- 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主。
- 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主。
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主。

※ これらの営業を行っていても、接待業務等に従事しない労働者（事務、清掃、送迎運転、調理など）の雇い入れに係る助成金については、受給が認められる場合があります。また、雇い入れ以外の助成金についても、例えば旅館事業者などで、許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合や、接待営業の規模が事業全体の一部である場合は、受給が認められます。なお、「雇用調整助成金」については、性風俗関連営業を除き、原則受給が認められます

- 事業主又は事業主の役員等が、暴力団と関わりのある場合。
- 事業主又は事業主の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体に属している場合。
- 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主。
- 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、都道府県労働局が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主。

上記のいずれかに該当する場合は、全ての雇用関係助成金に共通して受給できません。  
また、このほかに各助成金の個別の要件を満たさない場合も受給できません。

## II 労働条件等関係助成金のご案内

職場環境の改善、生産性向上に向けた取組などに、ぜひ、ご活用ください。

### 受給対象となる事業主・申請期間

- ・労働条件等関係助成金は主に中小企業事業主を対象としています。
- ・各助成金によって申請期間が異なりますのでご注意ください。なお、対象事業主数は国の予算額に制約されるため、申請期間中に受付を締め切ることがあります。

### 中小企業事業主の範囲

○ 中小企業事業主の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

### 留意事項

- ・お問い合わせ先は各助成金によって異なりますので詳細版パンフレット等でご確認ください。（ハローワークでは申請を受け付けていないのでご注意ください。）
- ・偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求められることがあります。  
また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

# 労働条件等関係助成金一覧

※助成金の財源は事業主拠出の労災保険料です。ただし、「業務改善助成金」は一般会計、「退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成」は労災保険料と雇用保険料の折半となっています。◆は、生産性要件を付与する助成金です。  
※記載されている内容は概要です。

(問い合わせ先)

【労働局】富山労働局

その他、各助成金に応じて、働き方改革推進支援センター富山、テレワーク相談センター、(独)労働者健康安全機構、(独)勤労者退職金共済機構が問い合わせ先となります。

## A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金

1 業務改善助成金◆		【労働局】
事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して助成	<p>(1) 助成率 設備投資等に要した費用の3/4&lt;4/5&gt;（※&lt;&gt;は生産性要件を満たす場合） なお、事業場内最低賃金800円未満の事業場で助成対象となった場合は、設備投資等に要した費用の4/5&lt;9/10&gt;</p> <p>(2) 上限額 【事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合】 引上げ労働者数1～3人の場合は50万円、4～6人の場合は70万円、7人以上の場合は100万円</p>	富山労働局 雇用環境・均等室 又は 働き方改革推進支援センター富山

※2-IV 時間外労働等改善助成金（団体推進コース）も「A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金」に含まれます。

## B. 労働時間等の設定改善を支援するための助成金

2 時間外労働等改善助成金		【労働局】	
2-I 時間外労働上限設定コース			
時間外労働の上限設定を行うことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	<p>(1) 助成率 3/4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成）</p> <p>(2) 上限額 対象となる事業主が平成31年度（又は令和2年度）に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間以下、年間360時間以下に設定した場合は、上限額150万円など</p>	富山労働局 雇用環境・均等室 又は 働き方改革推進支援センター富山	
2-II 勤務間インターバル導入コース			
勤務間インターバル制度を導入することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	<p>(1) 助成率 3/4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成）</p> <p>(2) 上限額 インターバル時間数等に応じて、 ①9時間以上11時間未満 80万円 ②11時間以上 100万円 など</p>		
2-III 職場意識改善コース			
所定外労働時間の削減、年次有給休暇取得促進に取り組むこと等を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	<p>(1) 助成率 3/4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成）</p> <p>(2) 上限額 100万円</p>		
2-IV 団体推進コース			
3社以上で組織する中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成	<p>(1) 助成率 定額</p> <p>(2) 上限額 500万円 都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は上限額1,000万円</p>		

2-V テレワークコース		【テレワーク相談センター】
<p>在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対してその経費の一部を助成</p> <p>※成果目標</p> <p>①評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる</p> <p>②評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする</p> <p>③年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる 又は 所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる</p>	<p>(1) 助成率 成果目標をすべて達成した場合 3/4 成果目標を達成しなかった場合 1/2</p> <p>(2) 上限額</p> <p>①事業の対象労働者1人あたりの上限額 成果目標をすべて達成した場合 20万円 成果目標を達成しなかった場合 10万円</p> <p>②1企業あたりの上限額 成果目標をすべて達成した場合 150万円 成果目標を達成しなかった場合 100万円</p>	<p>テレワーク 相談センター</p>

### C. 受動喫煙防止対策を支援するための助成金

3 受動喫煙防止対策助成金		【労働局】
<p>労働者の健康を保護する観点から、事業場における受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じた事業主に対して助成</p>	<p>(1) 助成率 1/2 (措置を講じる事業場が飲食店の場合、2/3)</p> <p>(2) 上限額 100万円</p>	<p>富山労働局 健康安全課 又は 雇用環境・ 均等室</p>

### D. 産業保健活動を支援するための助成金

4 産業保健関係助成金		【(独)労働者健康安全機構】
4-I ストレスチェック助成金		<p>(独)労働者 健康安全機構</p> <p>産業保健・ 賃金援護部 産業保健業務 指導課</p>
<p>産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した小規模事業場に対して助成</p> <p>①ストレスチェックの実施に対する助成 ②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成</p>	<p>①従業員1人につき500円を上限として、その実費額 ②医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額 (一事業場につき年3回が限度)</p>	
4-II 職場環境改善計画助成金		
<p>ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、</p> <p>【Aコース】 専門家の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した事業場に対して助成</p> <p>【Bコース】 メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、職場環境改善計画を作成・実施した事業場に対して助成</p> <p>【建設現場コース】 メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、職場環境改善計画を作成実施した建設現場に対して助成</p>	<p>【Aコース】 10万円を上限として、その実費額 うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り (助成対象経費：指導費用及び機器・設備購入費用)</p> <p>【Bコース】 5万円を上限かつ単価5万円以内のものでその実費額、将来にわたり1回限り (助成対象経費：機器・設備購入費用)</p> <p>【建設現場コース】 5万円を上限かつ単価5万円以内のものでその実費額、将来にわたり1回限り (助成対象経費：機器・設備購入（リースやレンタルを含む）費用)</p>	
4-III 心の健康づくり計画助成金		<p>→</p>
<p>メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む。）を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した事業主に対して助成</p>	<p>一律10万円 (一企業につき将来にわたって1回限り)</p>	



<b>4-Ⅳ 小規模事業場産業医活動助成金</b>	
<p>小規模事業場が産業医等と契約して産業医活動を実施した事業主に対して助成</p> <p>【産業医コース】産業医の要件を備えた医師と産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、実際に産業医活動が行われた場合に助成</p> <p>【保健師コース】保健師と産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、実際に産業保健活動が行われた場合に助成</p> <p>【直接健康相談環境整備コース】産業医契約又は産業保健師契約のいずれかに、契約した産業医又は保健師に労働者が直接健康相談できる環境を整備する条項を含めて締結し、労働者へ周知した場合に助成</p>	<p>6か月当たり10万円を上限として、その実費額（一事業場につき将来にわたって2回限り）</p>
<b>4-Ⅴ 治療と仕事の両立支援助成金</b>	
<p>傷病の特性に応じた治療と仕事を両立できる制度の導入等を行った事業主並びに傷病を抱える労働者に両立支援制度を適用した事業主に対する助成</p>	<p>両立支援制度の導入等を実施した場合、20万円（1回のみ） 両立支援制度等を活用した場合、20万円（1事業主あたり有期契約労働者1人、雇用期間の定めのない労働者1人の計2人まで）</p>

→ (独) 労働者健康安全機構  
産業保健・賃金援護部  
産業保健業務指導課

→

## E. 退職金制度の確立等を支援するための助成

<b>5 中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成</b> 【(独) 勤労者退職金共済機構】	
<b>5-Ⅰ 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成</b>	
<p>中小企業退職金共済制度に新たに参加する事業主や、既に同制度に参加している事業主が掛金月額を増額する場合に、その掛金の一部を助成</p>	<p>【新規加入掛金助成】 (1) 対象労働者の掛金月額の1/2(労働者ごとに上限5,000円)を、事業主が中退共済制度に新たに参加してから4か月目より1年間控除 (2) 1週間の所定労働時間が30時間未満の短時間労働者について、特例掛金月額(掛金月額が2,000円・3,000円・4,000円のいずれか)が適用されている場合は、(1)の控除額に、掛金月額が2,000円の場合は300円、3,000円の場合は400円、4,000円の場合は500円を上乗せした額をそれぞれ控除</p> <p>【掛金月額変更掛金助成】 対象労働者の掛金月額の増額分(増額前の掛金月額と増額後の掛金月額の差額)の1/3の額を、増額した月より1年間、増額後の掛金月額の納付額から控除</p>
<b>5-Ⅱ 建設業退職金共済制度に係る掛金助成</b>	
<p>建設業退職金共済制度に新たに参加する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成</p>	<p>対象労働者が建退共済制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額310円)の1/3(50日分)の納付を免除</p>
<b>5-Ⅲ 清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成</b>	
<p>清酒製造業退職金共済制度に新たに参加する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成</p>	<p>対象労働者が清退共済制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額300円)の1/3(60日分)の納付を免除</p>
<b>5-Ⅳ 林業退職金共済制度に係る掛金助成</b>	
<p>林業退職金共済制度に新たに参加する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成</p>	<p>対象労働者が林退共済制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額470円)の1/3(62日分)の納付を免除</p>

→ (独) 勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

→ (独) 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部

→ (独) 勤労者退職金共済機構  
清酒製造業退職金共済事業本部

→ (独) 勤労者退職金共済機構  
林業退職金共済事業本部

# HACCPに基づき衛生管理を強化 安心・安全・新鮮な県産牛乳を製造

地元で愛される「まると牛乳」をはじめとした乳製品を製造・供給するとなみ乳業協業組合。県産生乳100%の「安心・安全・新鮮」な製品を消費者に届けています。「HACCP制度化」を見据えて衛生管理の徹底が求められる中、これまでも「総合衛生管理製造過程」の認証を取得するなど、製品の安全性に取り組んできました。代表理事の鍋澤政輝氏に、組合の歩みや県内の乳業業界を含めた課題、展望についてお聞きしました。

となみ乳業協業組合

代表理事 鍋澤 政輝 氏

## 大手に対抗し協業化

Q. 令和元年11月に、となみ乳業協業組合は創業50周年を迎えます。これまでの歩みについてお聞かせください。

大手資本の牛乳メーカーが地方進出してきたことに危機感を抱き、昭和45年7月に小矢部・福野（南砺市）・砺波の牛乳処理加工業6社が結集し、製造を協業化する目的で組合が設立されました。商標の「まると牛乳」というネーミングは、砺波地区の業者が手を取り合い、丸く協力していけるようにとの思いで名付けられています。昭和45年の設立当初は瓶製品のみを生産していましたが、昭和49年に紙パックの製造を開始。昭和63年に第

二工場を建設し、ヨーグルトなどデザート類の製造を始めるなど多様化にも対応してきました。

現在、組合員は3社で、牛乳、加工乳、乳飲料、ヨーグルトといった発酵乳を製造しています。製品は組合員の販売所への供給や、砺波市の量販店などに出荷。病院や砺波、小矢部市などの学校給食にも採用されています。

## 「地場一番」でありたい

Q. 商品、製造工程の中で特に力を入れていることは？

こだわりは、「安心・安全・新鮮」です。お客様との距離の近さを何より大事にし、厳格な工程管理を実施した製品を提供しています。お客様との距離が近いということは、より新鮮な

製品をお届けでき、生産者の顔もわかります。そして何より、大手メーカーと比較して輸送コストもかからない「エコ」であると自負しております。

牛乳については気持ちだけでも「地場一番」でありたいです。お客様に当組合の製品を手にとってもらえるよう啓発に努め、法令を遵守し、真面目にやっていくことが大切だと思っています。

## 総合衛生管理で厚労省の承認

Q. HACCPの考え方を取り入れた食品安全管理の認証制度である「総合衛生管理製造過程」（以下マル総）を、平成29年3月に厚生労働省から受けられていますね。

マル総は平成8年に施行され、平成12年の雪印乳業の食中毒事件により、運用が厳格化さ



厳しい衛生管理で製造される牛乳



となみ乳業協業組合の商品

なべさわ・まさき

昭和43年7月25日、砺波市生まれ。  
平成3年、早稲田大学人間科学部卒業。  
北陸銀行に約7年間勤めた後、平成10  
年鍋澤乳業に入社、同時にとなみ乳業  
協業組合に入組。平成25年、となみ  
乳業協業組合代表理事に就任、現在  
に至る。富山県牛乳事業協同組合事  
務局長。



れました。大手乳業メーカーは「乳」についてはほぼ全ての工場が取得していましたが、中小事業者には認証のハードルが高く、対応に苦慮してきました。

当組合は、かなり早い段階からマル総の取得を目指してきました。マニュアル作成は平成9年ごろから行い、認証対象となる「乳」を製造する第一工場の改修を平成13年に終えています。しかしながら、認証には各工場の実情に合わせてルールを作り、チェックする回数を決めることや、それを証明する科学的根拠を当てはめる作業に時間が必要で、認証取得に約15年の歳月がかかりました。

大変な取り組みでしたが、認証要件だった従業員教育では、HACCP専門家チームを養成する外部研修に組合の従業員を積極的に参加させた事で、モチベーション向上につながりました。また、週1回の定例ミーティングを欠かさないことで、より意思疎通が図れるようになりました。

## 国際規格取得も視野

**Q. 組合の今後の課題、展望は？**

こうして苦勞して取得したマル総ですが、実は、平成30年6月13日に食品衛生法の一部を改

正する法律が公布され「HACCP制度化」が導入されました（2年以内に施行、令和3年6月に猶予期間終了）。これによりマル総は、その役目を終えました。当組合においても令和2年1月にマル総を最終更新し、その3年後には認証期間が終わります。

今回の法改正で、当組合のような小規模な製造・加工事業者は、HACCP 7原則が厳格化されていない「HACCPの考えを取り入れた衛生管理」基準となります。衛生管理だけでなく施設・設備まで管理要件にしていたマル総の基準より簡単になり、実質的なレベルダウンをいささか懸念しています。消費者の口に入るものがそのような基準ではダメだと私は思っています。引き続き、当組合では高いレベルでの管理体制の徹底、品質・安全性の向上に努める事で、消費者の安心と信頼を確保します。

さらにマル総の認証期間が終わることから、国際規格であるISO22000やFSSC22000の認証取得など、次のステップに移行することを検討しています。ただこれに関しては、輸出を伴わない“地元の牛乳屋”が取得に挑むべきか否か非常に悩ましいところ。しかしマル総取得の経験を生かし、さらに一歩進ん

でみたいと思っています。

また、マル総の廃止に伴い、当組合では令和5年から製品にマル総のマークをつけることができなくなります。組合の衛生管理への取り組みを消費者に分かりやすく伝え、いかにアピールするか、マーケティング戦略も今後の課題です。

## 横の連携不可欠

**Q. 富山県牛乳事業協同組合の事務局局長も務められています。県内の乳業業界の現状は？**

生乳を生産する酪農家が毎年減少し、これに伴い県内でも生乳の生産量が減少しています。また、機能性飲料が大手メーカーの開発とともに市場を席卷しています。様々な事象を鑑みても牛乳の市場は厳しいです。

富山県牛乳事業協同組合は8社が加盟していますが、規模が小さく、大手メーカーに対抗するには横の連携が不可欠です。県牛乳事業協同組合でマル総を取得しているのは2社ですが、当組合が取得する際には、先行して取得していた同業者さんから、助言やご協力をお願いしました。このように組合で同業者が活発に情報交換し、業界全体の底上げにつなげていきたいと思っています。

## 富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合さんよりこんにちは

北陸新幹線が開業して4年が経過し、県内の観光地には、県外や海外から多くの方々が訪れています。観光客の宿泊先となるホテル・旅館では、富山に来てよかったと感じることができるよう業界全体として様々な取り組みを行っています。今回は、組合員一丸となって最高のおもてなしを提供している富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合を紹介します。

### ◆組合の沿革

「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(以下、環境衛生法)」のもと、旅館業を営む事業者により、衛生水準の向上を図るため、「富山県旅館環境衛生同業組合」として昭和33年5月に設立され、その後、県内の宿泊業者を組合員としたことを機に、「富山県ホテル・旅館環境衛生同業組合」に名称を変更しました。

環境衛生法が「生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律」に改正されたことから、平成13年に「富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合」に名称を変更し、以来、業界の健全な発展と振興を図るため、様々な事業を実施してきました。

### ◆北陸新幹線開業に向けて

平成27年3月に北陸新幹線の開業が決定し、県外観光客、ビジネス客が多く来訪されることが予想されることから、平成24年度から組合では観光客誘致、おもてなし力の向上に向けて準備を始めました。

まずは青年部が中心となり、組合ホームページの刷新を図りました。県内宿泊施設の一覧及び詳細が確認でき、各施設のホームページに容易にリンクすることができます。「富山おもてなし」を各施設で任命し、おもてなしが施設詳細、近隣の観光スポットを紹介する構成で、サービスを提供する側の顔を確認することできるなど、分かりやすい内容になっています。

また、組合員から希望者を募り、県産食材を使用した朝ごはんを提供する「とやまの美味しい朝ごはん」プロジェクトを平成26年度に開始しました。季節や地域によりメニューを工夫し、その土地で採れた食材にこだわり提供しています。

朝ごはんプロジェクトは今年度6年目となり、観光客からは非常に好評で、今後も継続をし



ていくために現在は、メニューの見直しを図っています。

新幹線開業後の平成27年度には、組合員の施設を全て紹介した「とやまの宿」を発行しました。県内の新幹線駅、きとぎと空港、道の駅などの他、東京のアンテナショップ「日本橋とやま館」等で無料配布しています。施設一覧が掲載されている冊子は他にはなく、各年度で見直しをかけ、多くの需要に応えるため、年間3万部発行しています。



### ◆訪日外国人観光客への対応

海外からの観光客に最高のおもてなしを提供するため、異文化で禁止されている食材、慣習などを学んだり、海外からの観光客受入れのみ行う県外旅館の成功事例等について学ぶ研修会を積極的に開催しました。また上部団体青年部が作成した冊子で、業界でよく使用されるフレーズや会話の英訳をとりまとめた「インバウンドの教科書」を組合員に配布し、言葉の壁をクリアしてもらうよう取り組んでいます。

### ◆今後の展開

観光客を迎え入れる体制を確立する中、今後は受入れ側の働く環境を整えてもらうため、組合員が働き方改革を推進できるような取り組みを実施していきたいと考えています。

#### 組合概要

組合名称 富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合  
 設立 昭和33年5月23日  
 所在地 富山市桜木町11番2号 第一パーキングビル5階  
 理事長 坂井 彦就  
 組合員数 161名  
 TEL 076-441-4796 FAX 076-441-4797

## 保育園と提携し従業員の病児保育を支援

富山市第二機械工業センター協同組合

富山市第二機械工業センター協同組合（富山市）は、わかさ保育園（富山市）と提携し、組合員企業で働く従業員の病児・病後児保育の利用を支援するサービスを6月より開始しました。

同園は同センターからも近く、風邪やインフルエンザなどで体調を崩した子どもを預かる病児保育を実施しており、看護師が常駐するとともに医師の往診も毎日行われています。

対象となるのは同センターの組合員企業に勤務する従業員の子供（生後6か月から小学校3年生まで）で、事前の登録が必要となっています。また、組合員企業によっては、従業員向けに利用料を補助するなどの独自のサポートを設けたところもあります。

組合では、子育て世代の従業員が継続して働きやすい環境を整えることで、長期化する人手不足対策への一助になればと考えています。



保育園の見学会を兼ねて開催された説明会



組合で作成したポスター

## 「べっぴんサロン」で講座を開講しています

末広町商店街振興組合

末広町商店街振興組合の5月にリニューアルした事務所・交流スペース「べっぴんサロン」で書道や茶道、運動、手話の講座を6月より開講しています。

講座はサロンを賑わい拠点にするために企画され、高岡市末広町に3月に完成した複合ビル「レーベン高岡ミッドライズタワー」の2階にある約80㎡のフロア「べっぴんサロン」を会場に、講座内容により週1回もしくは月1～2回の頻度で開催されています。

サロンが様々な体験ができる場所として、まちなかに賑わいを取り戻すべく、今後、講座メニューをより充実させるほか、受講者を対象とした交流イベントを開催する予定としています。



茶道講座の様子



運動講座の様子

## 令和元年度通常総会を開催

本会では、令和元年5月31日(金)に富山国際会議場 多目的会議室において、第64回令和元年度通常総会を開催しました。総会には、山本公営企業管理者、中川富山県議会議長をはじめとした来賓のほか会員122名が出席し、平成30年度事業報告、新規で実施する「中小企業組合等課題対応支援事業」を盛り込んだ令和元年度事業計画など6議案について審議を行いました。

また、永年、中小企業の振興と発展に尽力され、今春に叙勲を受けられた本会元会長 田中 一郎氏をはじめ本会員関係者に栄典受章の記念品を贈呈しました。

### ～栄典受章者～ (令和元年 春)

◆旭日小綬章

富山県中小企業団体中央会 元会長 田中 一郎 氏

◆旭日双光章

富山県管工事業協同組合連合会 会長

全国管工事業協同組合連合会 副会長

藤川 幸造 氏

(※役職は総会当時の役職です)

◆旭日双光章

富山県医薬品小売商業組合 理事長 田川 浩 氏



開会挨拶をする高田会長

## 事務所移転のお知らせ

本会が入居しております富山商工会議所ビルの耐震工事に伴い、令和元年7月8日から11月中旬(予定)まで、本会事務所が下記へ移転しております。

皆様方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 1. 移転先

【移転前】 富山商工会議所ビル 本館6階

【移転後】 富山商工会議所ビル 本館9階

### 2. 連絡先

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル 本館9階

TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835

※フロアー以外の変更はありません。

## 平成30年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 第1次公募分126事業者を採択しました

本会では、令和元年6月28日、平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」1次公募の採択結果を発表しました。

本事業は、中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するもので、全国の都道府県中小企業団体中央会が地域事務局として業務を行っております。

1次公募については、平成31年2月18日から令和元年5月8日(電子申請5月10日)まで公募を行い、厳正に審査を行った結果、下記の126事業者(1次公募1次締切採択者含む。)を採択いたしました。

### 【1次公募採択企業一覧】(受付番号順)

- |                 |                    |                |               |
|-----------------|--------------------|----------------|---------------|
| ● (株)村中製作所      | ● 日伸精螺(株)          | ● (有)石野鉄工所     | ● いなほ化工(株)    |
| ● (有)坂下製作所      | ● (株)パソロジー研究所      | ● エフアイニット(株)   | ● 水新建設(株)     |
| ● (株)加野ダイカスト工業所 | ● 玉旭酒造(有)          | ● (株)神通技研      | ● (株)田子製作所    |
| ● (株)うみあかり      | ● (株)倉嶋商店          | ● (株)ロアジス      | ● (株)グラフ      |
| ● (株)三基精工       | ● 拓味フーズ(株)         | ● (株)二上        | ● (有)大橋刺しゅう   |
| ● 加越産業(株)       | ● (株)マイハラ          | ● (株)森田製作所     | ● (株)カワダ      |
| ● (株)来夢         | ● (株)富士製量          | ● センダン電子(株)    | ● 本田精密工業(株)   |
| ● (株)ヤハタセイコー    | ● (有)石本塗装          | ● (株)センチア      | ● 立山化成(株)     |
| ● 川田ニット(株)      | ● 三笑楽酒造(株)         | ● 三和ボーリング(株)   | ● (株)エムテン     |
| ● (有)システムササキ    | ● (株)村山製作所         | ● (株)山口鉄筋工業    | ● (株)杉本美装     |
| ● (株)今井機業場      | ● (株)金刺金型製作所       | ● (株)建成コンサルタント | ● (有)中川鉄工所    |
| ● ヒラオ製本(株)      | ● (有)木村刺繍          | ● サクラパックス(株)   | ● (株)フェイス     |
| ● (株)麻田         | ● (有)松田カッティングセンター  | ● (株)旭屋        | ● (株)新湊かまぼこ   |
| ● (株)ニッポンジーン    | ● (株)よつば           | ● (株)小谷製作所     | ● よねもり歯科      |
| ● 富美菊酒造(株)      | ● (有)タジマ精工         | ● (株)メタルウェア    | ● (株)水島機械設計   |
| ● (株)ロボテック      | ● 富山製鋌(株)          | ● 作田手袋(株)      | ● (株)今村組      |
| ● (株)倉谷アルミ工作所   | ● (株)デンタルラボラトリー    | ● キクラ印刷(株)     | ● 東洋ゼンマイ(株)   |
| ● (株)新富測量設計     | ● HONMURA          | ● 荒木塗装         | ● (有)東海製作所    |
| ● (株)五郎丸屋       | ● (株)興和電機システム      | ● (株)東亜製作所     | ● 魚岸精機工業(株)   |
| ● (有)河合呉服店      | ● 三晶技研(株)          | ● (株)清進堂       | ● (有)眞岩精工     |
| ● (有)市江工業       | ● アイティ経営コンサルタント(株) | ● 加越木工(株)      | ● (株)速星精工     |
| ● (株)能田アルミ      | ● GIS DENTAL       | ● (株)宣広        | ● (株)秋元商店     |
| ● 石丸工業(株)       | ● (株)でんそく          | ● (株)KOKI      | ● (株)エイチエフェクト |
| ● (株)腰山工業       | ● (株)セイアグリーシステム    | ● (株)高松メッキ     | ● (有)若林建工     |
| ● (株)オーエーマシン    | ● (株)キミオフアッション     | ● (株)ヤマシタ      | ● (株)フシキ      |
| ● (有)大塚重機       | ● ユウ・アクアライフ        | ● すしいち亭        | ● 広浜建材(株)     |
| ● ショウコウアルミ(株)   | ● (株)アイリツ          | ● (有)石谷餅店      | ● (株)タアフ      |
| ● (株)ヨネダ        | ● 中川餅店             | ● 岡崎鉄工所        | ● (株)TAPP     |
| ● 佐々木寺社建築(株)    | ● (株)松崎            | ● (有)放生若狭屋     | ● 平野電業(株)     |
| ● (株)フードシステム    | ● (株)桑原            | ● (株)河島建具      | ● ひばり行政書士事務所  |
| ● (株)ナンブ        | ● (株)ヨネダアドキャスト     | ● となみ乳業協業組合    |               |
| ● 中山電材(株)       |                    | ● (有)八田ランドリー   |               |
| ● (有)タイキ        |                    | ● しまだ歯科医院      |               |

## 東海・北陸ブロック中央会事務局代表者会議を開催しました

令和元年7月17日(水)、立山国際ホテル(富山市原)にて東海・北陸ブロック中央会事務局代表者会議を開催しました。

会議では、第71回中小企業団体全国大会に係る東海・北陸ブロックの要望事項を取りまとめるため、令和元年度の愛知・岐阜・三重・石川・富山の各県から提出された業界の要望事項等について審議を行い、指摘のあった箇所について本会で一部加除、訂正を行い、全国中央会へ提出することとし、その後意見交換を行いました。

翌18日(木)には日本一の落差を誇る「称名滝」、「立山カルデラ砂防博物館」を視察し、昼食後に富山駅にて解散となりました。

ご参加いただきました東海・北陸ブロック中央会の皆様、ありがとうございました。



## 事務局ペンリレー

皆さんがお使いのお醤油は甘いですか?富山県内で製造されているお醤油はおおむね甘いお醤油が多いです。富山の新鮮なお魚にはこの甘いお醤油が合います。是非一度富山県のお醤油をご賞味下さい。お魚がもっと好きになると思いますよ!毎年行われる「ふるさとの醤油プレゼント」の応募でも富山県産のお醤油は人気が高いです。

さて、現在、食品業界は法律の改正により大きく見直しが行われています。食品表示基準の改正による表示内容の変更や追加、そして食品衛生法の改正によるHACCP制度化などがあげられます。

国際化の流れや、食を取り巻く環境の変化に対応する事はとても大切な事です。しかし、組合員さんの中には一人で全ての業務を行っている方や、パソコンの苦手な方もいらっしゃいます。ラベル表示の変更やHACCP制度化に伴う書類作成など悩んだり、時間がかかったりする事も多々あると思います。そんな時こそ「困った時は組合へ!」をモットーに細かなサポートが出来れば良いなと思います。組合員さんの従業員としては「1人前」には程遠いですが、せめて「0.1人前」を目指して、組合員さんのお役に立てるよう日々努力していきたいです。



富山県醤油味噌工業協同組合  
職員 玉島 めぐみ



## 令和元年度通常総会を開催しました

富山県中小企業青年中央会

令和元年5月27日(月)に富山地铁ホテルにおいて、令和元年度通常総会が開催されました。松下会長の挨拶の後、松下会長が議長に選任され、下記の4つの議案について議事の進行が行われました。

第1号議案 平成30年度事業報告、収支決算書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認の件

第2号議案 令和元年度事業計画(案)、収支予算(案)決定の件

第3号議案 令和元年度会費の賦課及び徴収方法決定の件

第4号議案 その他の件(削除)

全議案原案通り可決承認され、第4号議案については会員等から意見等がなかったため、第4号議案は削除とし、参加者に総会資料に同封の「青年中央会研修会事業等への要望アンケート」に協力いただきました。

総会終了後の交流会では、富山県、友好青年団体より来賓をお招きし、交流を深めました。



## 全国中小企業青年中央会 令和元年度通常総会に出席

富山県中小企業青年中央会

令和元年6月21日(金)、和歌山県のダイワロイネットにて、全国中小企業青年中央会令和元年度通常総会に本会松下会長(全青中 理事)と事務局の2名で出席しました。

渡辺理事(徳島UBA)より開会の挨拶があった後に、下記の3つの議案について、松下理事が議長に選任され、議事の進行が行われました。

第1号議案 2018年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案について

第2号議案 2019年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

第3号議案 2019年度会費の額及びその徴収方法(案)について

全議案原案通り可決承認されました。

総会後のUBAサミットでは、松下理事が所属している組織強化推進委員会の永野委員長(高知UBA)より、全青中では災害時における基本行動要領を策定し、今後バージョンアップをしていくことから、都道府県中央会はその内容を把握するよう話があり、昨年度の全国講習会以後の各都道府県青年中央会の取り組み状況の確認、今後の行動指針について発言しました。



松下会長(議長・全青中理事)



UBA サミットの様子

## 組合女性部懇談会を開催しました

富山県中小企業レディース連絡会

令和元年6月25日(火)、とやま自遊館(富山市)において、組合女性部懇談会を開催しました。

懇談会は、組合女性部の活性化を目指し情報交換と交流促進を図るため開催しているもので、富山県中小企業レディース連絡会の昨年度事業の報告を行ったほか、令和元年度において実施する予定の視察研修やセミナーの内容について協議しました。

各組合女性部より、組合女性部の活動状況や接客レベル向上を図る研修会の開催や女性を応援するPR動画の制作など今後の予定についてお話いただき、全国フォーラム等の参加が良い刺激となるといった意見の他、新メンバーの加入が少ない、活動が停滞しているなどの課題があげられるなど参加者らは活発に意見交換を行いました。

ほっと  
一息

### 富山のご当地グルメ「富山湾鮭」

最近、国内外から多くの観光客が富山に訪れています。

富山の観光名所は、立山黒部アルペンルートや世界遺産の五箇山や越中おわら風の盆など有名ですが、富山県鮭商生活衛生同業組合では、2011年から富山県とともに「富山湾鮭」を食の地域ブランドとして発信すべくPRに積極的に取り組んでいます。

「天然の生け簀(いけす)」と称される富山湾で水揚げされる多種多様で新鮮な地元魚と、美味しい水が育む富山米によって作られる「富山湾鮭」は、県内のみならず全国的にファンを増やし続けております。また、近年ますます増加している外国人旅行者へも自信をもってアピールできる「すしブランド」です。是非ともご友人や県外からのお客さまとの会食など一度賞味ください。

富山湾鮭のホームページ(<http://www.toyamawan-sushi.jp/>)もごございますので、提供店をご確認いただき、事前の予約の上ご来店ください。

また本年からは、あいの風とやま鉄道の観光列車「一万三千尺物語」にて、富山湾鮭コースとして、富山県産品によるすしの魅力を伝える啓発活動を行っています。一万三千尺物語のホームページ(<https://www.13000story.com>)もごございますので、事前に予約の上ご乗車ください。



富山湾鮭の特長は、

- ・1セット 10貫で
- ・お値段は定価で2,000円～3,500円(税別)  
(各提供店により価格をご確認ください。)
- ・ネタの全てが、富山湾の新鮮な海の幸\*
- ・シャリは米どころ富山県が誇るおいしい県産米
- ・富山らしい汁物付き

\*天候等の都合でやむを得ず地魚を十分に仕入れることができない場合は事情を説明の上、一部のネタを富山湾産以外のものなどで代用する場合がありますのでご了承ください。

ご注文の方には

- ◎お客様には富山湾鮭の旬の寿司ネタについての説明があります。
- ◎前日までの予約には、各店舗からお得な特典が付きま  
す。(小鉢一品など)

(情報提供：富山県鮭商生活衛生同業組合)

## 組合Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

### 組合員等からの資金受入れについて

**Q** 本県には、金融事業の資金調達のため、組合員等より、3ヶ月、6ヶ月等に期間を限定し満期に利息を支払う契約で借り入れている組合があるが、これは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条に違反する行為であると考えられるがどうなのか。

【参考：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（一部抜粋）】

（預り金の禁止）

第二条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。

- 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ
- 二 社債、借入金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの

**A** 組合が「組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入」の事業を行うために、その必要な資金を銀行その他の金融機関に限らず、組合員からも借り入れることは差し支えないが、その借入れが預金貯金又は定期預金と同様の性格を有するものである限り、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」に違反するものと考えられる。また、一定の期間を定め、その中途又は満期日に一定の金額を給付することを目的として掛金を受け入れることは、銀行法に違反するものと考えられるのみならず中小企業等協同組合法の事業協同組合の範囲を逸脱するものと考えられる。

電気工事  
の  
ご相談は



昭和22年創立



**富山県電気工事工業組合**

理事長 渋谷 武 組合員数：H31年1月現在 567社

☎：0120-076-441

〒930-0835 富山市上富居一丁目7番12号

HP：<http://www.tomidenko.jp> E-mail：[tecia@tomidenko.or.jp](mailto:tecia@tomidenko.or.jp)

# 65歳超雇用推進助成金のご案内

(平成31年4月から一部コースの見直しを行いました)

## ～ 65歳超継続雇用促進コース ～

65歳以上への定年の引き上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

### 主な支給要件

- ・労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を、旧定年年齢(※1)を上回る年齢に引き上げること。
- ・定年の引き上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。  
また、改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
- ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
- ・高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置(※2)を実施すること。

### 支給額

実施した制度	65歳への定年引き上げ		66歳以上への定年引き上げ		定年の廃止	66～69歳の継続雇用への引き上げ		70歳以上の継続雇用への引き上げ	
	60歳以上の被保険者数 ※3	引き上げた年数	5歳未満	5歳以上		4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
1～2人			10	15	20	5	10	10	15
3～9人			25	100	120	15	60	20	80
10人以上			30	150	160	20	80	25	100

■ 1事業主あたり(企業単位)1回限り (単位:万円)

## ～ 高齢者評価制度等雇用管理改善コース～

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置(高齢者雇用管理整備措置)を実施した事業主の皆様を助成します。

### 措置の内容

- ・高齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
- ・法定の健康診断以外の健康管理(人間ドックまたは生活習慣病予防検診)の導入

(注1) 措置は、55歳以上の高齢者を対象として労働協約又は就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

### 支給額

支給対象経費(注2)の60%《75%》  
ただし中小企業事業主以外は45%《60%》  
(注2) 措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費(経費の額にかかわらず、初回の申請に限り30万円の費用を要したものとみなします)  
《 》内は生産性要件を満たす場合 ※4

## ～ 高齢者無期雇用転換コース～

50歳以上かつ定年年齢未満の有期雇用労働者を無期雇用契約労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

### 申請の流れ

- ① 無期雇用転換制度を整備
- ② 高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置(※2)を1つ以上実施
- ③ 転換計画の作成、機構への計画申請
- ④ 転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
- ⑤ 機構への支給申請

### 支給額

- ・対象労働者1人につき48万円  
(中小企業事業主以外は38万円)
- ・生産性要件を満たす場合 ※4には  
対象労働者1人につき60万円  
(中小企業事業主以外は48万円)

### ※1 旧定年年齢とは・・・

就業規則等で定められていた定年年齢のうち、平成28年10月19日以降、最も高い年齢

### ※2 高齢者雇用管理に関する措置とは・・・

(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等 (b)作業施設・方法の改善 (c)健康管理、安全衛生の配慮  
(d)職域の拡大 (e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進 (f)賃金体系の見直し (g)勤務時間制度の弾力化 のいずれか

### ※3 60歳以上被保険者とは・・・

当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、期間の定めのない労働協約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

### ※4 生産性要件を満たす場合とは・・・

『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること』(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと)が要件です。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}} \quad (\text{企業の場合})$$



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

富山支部 高齢・障害者業務課 (TEL: 0766-26-1881)

■お問い合わせや申請は、都道府県支部 高齢・障害者業務課 までお願いします。  
この他に必要な条件・要件等もございますので、詳しくはホームページをご覧ください。



# スポーツを観て、親しみ アスリートを皆で支える

2020年東京オリンピックの開催にむけた代表選考会や国際大会がスタートしています。富山県民の目線で競技や有望選手たちを紹介します。



新競技のスケートボード

## 33競技339種目で熱戦

2020年東京オリンピックでは、陸上や水泳など、オリンピック憲章に明記されている28競技のほかに、野球・ソフトボール、スケートボード、サーフィン、スポーツクライミング、空手が加わり、史上最多の33競技339種目が実施されます。

野球・ソフトボールは北京五輪以来、3大会ぶりに復帰。一方、新たに仲間入りをしたスケートボードやサーフンは、従来の五輪競技と比べてレジャーのイメージが強く、ストリート・カルチャーと深く結び付いているという特色があります。また、競技者の年齢が比較的若く、10代の王者も珍しくありません。このような競技が実施される背景には、若者へのアピール度を重視しようという国際オリンピック委員会 (IOC) の姿勢がうかがえ、2024年のパリ大会ではブレイクダンスの追加も決まっています。2020年東京オリンピックは、オリンピックの新たな方向性を探る契機になるかもしれません。

参加する日本代表の選手数は500人台半ばから600人に迫ると予想されています。これは過去最多の355人だった1964年東京オリンピックの1.5倍を超える人数。日本オリンピック委員会 (JOC) では最多の金メダル30個を目標に掲げています。

## 県勢、2ケタ出場を期待



バスケットボールに注目が集まる

県関係のアスリートたちも代表入りに向けて奮闘しています。中でも注目されるのは男子バスケットボールでしょう。日本代表の主力であるNBAウィザーズに入団した八村塁、Bリーグのアルバルク東京で活躍する馬場雄大の県出身2選手に対しては、富山県のみならず全国からも大きな期待が寄せられています。

富山県としては“お家芸”にも注目し応援したいところです。バドミントンでは、トナミ運輸勢の出場が濃厚で、富山県体育協会によると「世界ランクも高いので代表入りすればメダルも期待できそう」。ホッケーでは男子の村田和麻、山下学、女子の小野真由美 (いずれも小矢部市出身)、ハンドボール女子では佐々木春乃 (富山市出身) の代表入りにも期待が膨らみます。

水球では富山市出身で稲場航平、悠介、朱里兄妹が代表入りをめざしており、新競技スケードボードでは中学生の中山楓奈 (富山市在住) の出場も話題になっています。サッカー女子では「FIFA女子ワールドカップフランス2019」に出場した實田沙織 (立山町出身) にも期待が高まります。

県体育協会では「県関係選手は前回の東京五輪では1ケタの人数でしたが、今回は2ケタに届くかもしれない」と期待を寄せています。

## アスリート育成に関心を

県体育協会では、県内の小学5年生を対象に、将来、全国あるいは世界の檜舞台で活躍できるスポーツ選手を見いだす「未来のアスリート発掘事業」を展開しています。月に1回、富山県総合体育センターに集まり、専門家を招いて身体能力を伸ばすトレーニングや、メンタル、栄養、けが予防を学ぶ講座などを実施しており、今年度も応募があった児童の中から運動能力測定会等で選ばれた73人が参加しています。バスケットボールの八村、馬場両選手、サッカーの實田選手、ハンドボールの佐々木選手らはこの事業の出身者です。

県体育協会では、オリンピックがもたらす効果について「2020年東京オリンピックを機にトップアスリートを目指す子どもや、地域コミュニティ等でスポーツリーダーとして活躍する子どもたちが増えてくれるのでは」と期待します。そして、「トップアスリートを育成、強化していくためには、アスリートたちを皆で支えようという機運の高まりが大切」と、スポーツへの関心が続くことを願っています。



未来のアスリート発掘事業に参加する子どもたち

企業立地マッチング促進事業（委託元：富山市工業政策課） お問い合わせ TEL076-443-2074

# 富山市内で空き工場・用地等をお探しの方へ!

ホームページはこちらです <http://aki-toyama.jp/>

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の**空き工場・作業場・倉庫・工業用地・事務所**などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進（移転・増設・県外企業誘致など）に取り組む事業の一環として運営しております。

現在所有の遊休事業用不動産の**売却・賃貸**、または**取得・賃借**をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただきますようお願いいたします。



本サイト活用で「**富山市空き工場等大規模修繕助成金**」の対象となります。

新着情報は**随時更新中**。非公開物件もあります

**地図上**にて簡単に物件を探すことができます。

物件情報の登録・掲載は**無料**です。物件ニーズ情報も登録出来ます。

ホームページ画面の画像は一部加工しています

業務提携：(公社)富山県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会富山県本部

アクセス方法は次の**3つ!!**

検索サイト **空き工場 富山** 検索

HPアドレス URL <http://aki-toyama.jp/> QRコード

■ホームページや本事業に関するお問い合わせ  
〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階  
富山県中小企業団体中央会 工業支援課 TEL：076-424-3686 FAX：076-422-0835